感染対策指針

株式会社 NKC ピュアタウン薬局（以下、当薬局）は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる医療・介護サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い医療・介護サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。

② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

- 職員の健康管理
- 標準的な感染予防策
- 衛生管理

③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年 2 回以上の「研修」（入職時を含む）を定期的に実施する。

④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年 2 回以上の「訓練」を定期的に実施する。

⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直す。

（2）発生時の対応

① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

- 空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）

- 消毒（飛沫防止対策、定期的な換気等含む）
- ケアの実施内容・実施方法の確認
- 濃厚接触者への対応

③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて管理薬剤師と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、「医療機関や保健所、行政関係機関、各関係者等」のためにすみやかに報告を行う。

- 社　　内　　：全職員 社内 Line、または電話等
- 関係医療機関　　：対面による報告、または電話等
- 医薬品卸　　：電話等

＜変更・廃止手続＞

本方針の変更および廃止は、感染対策委員会の決議により行う。

＜附則＞

初版：2024 年 12 月 1 日より施行